

平成24年第2回美祢市議会臨時会会議録(その2)

平成24年5月18日(金曜日)

1.出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原真一	6番	岡山 隆
7番	高木法生	8番	萬代泰生
9番	三好睦子	10番	山中佳子
11番	岩本明央	12番	下井克己
13番	河本芳久	14番	西岡 晃
15番	荒山光広	16番	徳並伍朗
17番	竹岡昌治	18番	村上健二
19番	秋山哲朗		

2.欠席議員 なし

3.出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局補佐	岩崎敏行
議会事務局主査	岡崎基代		

4.説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	総合政策部長	田辺 剛
市民福祉部長	福田和司	建設経済部長	伊藤康文
総合観光部長	藤澤和昭	美東総合支所長	藤井勝巳
秋芳総合支所長	堀 洋数	総務部次長	倉重郁二
総務部次長	奥田源良	総務課部長	小田正幸
総合政策部次長	篠田洋司	市民福祉課部長	杉原功一
市民福祉部長	三浦洋介	市民課部長	大野義昭
地域福祉課長		総合観光課長	高橋睦夫
教育長	永富康文	病院事業管理者	坂田文和
代表監査委員	三好輝廣	消防長	久保 毅
会計管理者	古屋勝美	上下水道事業局長	

教育委員
事務局
病院長
経営管理
建設
次長

山田悦子
千々松雅幸
松野哲治

病院事業
管理事務
監事
農事
局長
委員
局長
局長

金子彰
西山宏史
末藤勝巳

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議員提出議案第 2 号 美祢市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 3 常任委員会委員と正・副委員長との報告について
- 日程第 4 議会運営委員会委員と正・副委員長との報告について
- 日程第 5 美祢市萩市競艇組合議会議員の選挙について
- 日程第 6 美祢市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 7 議案第 1 号 専決処分の承認について（平成 23 年度美祢市一般会計補正予算（第 12 号））
- 日程第 8 議案第 2 号 専決処分の承認について（美祢市行政組織条例及び美祢市拠点市街地活性化審議会設置条例の一部改正について）
- 日程第 9 議案第 3 号 専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）
- 日程第 10 議案第 4 号 専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第 11 議案第 5 号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 12 議案第 6 号 平成 24 年度美祢市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 7 号 平成 24 年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 8 号 平成 24 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 9 号 平成 24 年度美祢市病院等事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 10 号 美祢市教育委員会委員の任命について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前 10 時 00 分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、このたび山口県市議会議長会より表彰がございました。表彰状並びに記念品は、先般、伝達いたしました。

被表彰者のお名前を事務局から報告いたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 御報告申し上げます。

平成 24 年度山口県市議会市長会表彰、普通表彰、正副議長 4 年以上、秋山哲朗議員。特別表彰、議員 12 年以上、安富法明氏、普通表彰、議員 8 年以上、大中宏氏、河村淳氏、原田茂氏、以上御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第 2 号）、議員提出議案第 2 号、以上 2 件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において坪井康男議員、依薫議員を指名いたします。

日程第 2、議員提出議案第 2 号美祢市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。荒山光広議員。

〔荒山光広君 登壇〕

15 番（荒山光広君） おはようございます。議員提出議案第 2 号美祢市議会委員会条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案を提出するにあたりましては、河本芳久議員、岩本明央議員、高木法生議員の御賛成をいただきまして提出するものであります。

本案は、美祢市議会議員の定数を、平成 24 年 4 月に執行された美祢市議会議員一般選挙から 19 人としたことに伴い、常任委員会の名称、定数及び所管事項について改正するものです。

まず、総務企業委員会については、定数を9人から10人に改正します。

次に、教育民生委員会及び建設観光委員会については、両委員会を統合し、名称を教育民生建設観光委員会と改め、定数を9人とします。

次に、一般会計予算を審査する常任委員会として、正副議長を除く17人による予算委員会を新設します。この委員会は、平成18年の地方自治法の改正により、一議員、一委員会制が廃止され、複数の常任委員会に所属することが可能となったこと。さらに、一般会計予算に関して、年間を通じて一委員会で一元的に審査を行うことが望ましいという考えから新設しました。

この美祢市議会委員会条例の一部改正により、全議員は総務企業委員会、または教育民生建設観光委員会のどちらかに所属し、さらに正副議長を除く議員は予算委員会にも所属することとなります。

以上で、提案理由の説明といたします。

全会一致をもって御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出議案第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議員提出議案第2号を会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議員提出議案第2号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出議案第2号を採決いたします。この議員提出議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3、常任委員会委員と正・副委員長の報告について、日程第4、議会運営委員会委員と正・副委員長の報告についてを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長の指名により常任委員会委員並びに議会運営委員会委員を選任いたしました。

また、各委員会におきまして、それぞれ正・副委員長が互選されておりますので、事務局より合わせて報告いたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） それでは、御報告申し上げます。

総務企業委員会、委員長、河本芳久議員、副委員長、山中佳子議員、委員、竹岡昌治議員、秋山哲朗議員、村上健二議員、西岡晃議員、三好睦子議員、高木法生議員、馬屋原眞一議員、坪井康男議員。

教育民生建設観光委員会、委員長、岩本明央議員、副委員長、依薫議員、委員、徳並伍朗議員、荒山光広議員、下井克己議員、萬代泰生議員、岡山隆議員、秋枝秀稔議員、猶野智和議員。

予算委員会、委員長、高木法生議員、副委員長、下井克己議員、委員、竹岡昌治議員、徳並伍朗議員、荒山光広議員、西岡晃議員、河本芳久議員、岩本明央議員、山中佳子議員、三好睦子議員、萬代泰生議員、岡山隆議員、馬屋原眞一議員、依薫議員、坪井康男議員、秋枝秀稔議員、猶野智和議員。

議会運営委員会、委員長、荒山光広議員、副委員長、馬屋原眞一議員、委員、西岡晃議員、河本芳久議員、岩本明央議員、三好睦子議員、高木法生議員、岡山隆議員、坪井康男議員。

以上で御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 以上で、日程第3、常任委員会委員と正・副委員長の報告について、日程第4、議会運営委員会委員と正・副委員長の報告についてを終わります。

この際、各委員会の正・副委員長のごあいさつをお願いいたします。

まず、議会運営委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。

議会運営委員長（荒山光広君） 只今、御紹介いただきましたこのたび議会運営委

員会の委員長に就任いたしました荒山でございます。副委員長の馬屋原でございます。

議会運営委員会という大変重要な委員会の委員長ということで、大変緊張いたしておりますけども、円滑な議会の運営に努めてまいりたいと思います。議員の皆様方の御協力、そして執行部の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 続いて、総務企業委員会の正・副委員長、お願いいたします。

総務企業委員長（河本芳久君） それでは、総務企業委員会の委員長として河本が就任いたすことになりました。副委員長に山中佳子議員が就任いたすと、どうかよろしくをお願いいたします。

私たちは、美祢市議会基本条例の精神をしっかり受けとめ、市民の信頼と期待に沿うよう鋭意努力したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 続いて、教育民生建設観光委員会の正・副委員長、お願いいたします。

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 失礼します。只今、御指名いただきました教育民生建設観光常任委員会の常任委員長の岩本明央でございます。

何分にも浅学非才でございますして、御迷惑かけることもあろうかと思っておりますが、どうぞ皆さん方の御指導、御協力、御鞭撻によりまして、この責務を全うしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。（発言する者あり）済みません。あがっておりますして、副委員長の依薫さんと一緒に頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 続いて、予算委員会の正・副委員長、お願いいたします。

予算委員長（高木法生君） このたび予算委員会の委員長の重任を拝命いたしました高木法生、そして副委員長の下井克己でございます。

大変、緊張もいたしておりますし、大変重要な責務であると認識いたしております。皆様方の御指導、そして御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 以上をもって、議会運営委員会並びに常任委員会の正・副委員長のあいさつを終わります。

お諮りいたします。地方自治法第109条の2第5項において準用する第109条第9項の規定により、議会運営委員会は閉会中におきましても、地方自治法第109条の2第4項に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査す

ることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会は閉会中におきましても、地方自治法第109条の2第4項に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査することに決しました。

日程第5、美祢市萩市競艇組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。指名は、議長において行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

指名いたします。美祢市萩市競艇組合議会議員に、秋山哲朗議員、徳並伍朗議員、村上健二議員を指名いたします。

お諮りいたします。只今議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり当選人と定めることに決しました。

只今、美祢市萩市競艇組合議会議員に当選されました議員に、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

これにて、美祢市萩市競艇組合議会議員選挙についてを終了いたします。

日程第6、美祢市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。指名は、議長において行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

指名いたします。美祢市選挙管理委員に、杉山忠氏、田原敬正氏、原川武氏、内藤正太氏、以上4名の方を。美祢市選挙管理委員補充員に、福本憲史氏、兼重勇氏、古屋安生氏、高橋宏典氏、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。只今議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり当選人と定めることに決しました。

お諮りいたします。美祢市選挙管理委員補充員の補充の順序は、只今指名いたしました順序にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、補充の順序は只今指名いたしました順序に決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。この間、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆さんは委員会室にお集まりください。

午前10時18分休憩

.....

午後 1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

机上に配付してございますものは、議事日程表（第2号の1）、議案付託表の以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 日程第7、議案第1号専決処分の承認について（平成23年度美祢市一般会計補正予算（第12号））から、日程第16、議案第10号美祢市教育委員会委員の任命についてまでを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成24年第2回美祢市議会臨時会に提出をいたしました議案10件について御説明を申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認についてであります。処分事件は、平成23年度美祢市一般会計補正予算（第12号）であります。

これは、平成22年度に市が支出をした秋吉台家族旅行村に係る指定管理料の一部が、違法な支出であるとの住民訴訟を受けたことに伴い、総務費に弁護士委託料を105万円増額したものであります。

この財源といたしまして、普通交付税を同額の105万円計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億6,139万8,000円としたものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年3月26日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

訴訟の概要につきましては、既に新聞等で御存知とは思いますが、市が平成22年度に増額補正をし、秋吉台家族旅行村の指定管理者である企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団へ追加支出をした指定管理料600万円の返還請求及び、美祢市長村田弘司に対してこの請求を怠っていることが違法であることの確認を求める訴訟、さらに原告の方の意図をはかりかねますが、私こと村田弘司個人に対し、市が600万円を請求することを求める訴訟であります。

この支出につきましては、平成22年12月議会の予算審議の中で説明をいたしておりますとおり、指定管理者を公募する際、市において把握できなかった人件費に係る退職引当金や消費税を積算したものであり、あくまでも正当な支出であると考えておりますことから、顧問弁護士と協議の上、応訴の手続を行ったところであります。

議案第2号は、美祢市行政組織条例及び美祢市拠点市街地活性化審議会設置条例の一部改正に関する専決処分の承認についてあります。

これは、新美祢市2期目の市長就任にあたり、第1次美祢市総合計画の五つの基本目標を、より強力で押し進めるためには、組織・機構の重点化を図る組織再編が必要であると判断したことから、関係条例の一部を改正したものであります。

1期目の4年間では、交流拠点都市を目指し、希望ある新生美祢市の創生のため、議員の皆様、市民の皆様の御理解、御支援のもとに新市における基礎づくりと、将来に向けての道筋がつけられたものと確信をいたしております。

このたび、2期目の市長就任にあたり、再び市政を担わせていただくこととなり、私は私のことしのテーマでありますスプリング美祢を市政において、より具現化すべく、組織・機構の重点化を図る組織再編を5月1日付で実施をいたしました。これにより、スプリングのごとく地域の力・団体の力を未来に向けて飛躍させるための環境が整備できたと考えておるところであります。

主なものとして、市民の方の安全・安心の観点から防災危機管理室を設置をいたしました。これは、平成22年の豪雨災害や平成23年の東日本大震災を受け、近年複雑多様化する災害の対策強化を図るためのものであります。

さらには、人づくり、地域づくりの観点から、世界ジオパーク推進室、また並びに六次産業振興推進室の設置をいたしました。

これは、観光振興・産業振興に係る各課の連携・協働をより強固なものとして多面的に取り組める体制を整備をしたもので、それぞれの地域における資源を有効活用し、美祢市のさらなる魅力向上を図ることを目的としたものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年4月23日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

議案第3号は、美祢市税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、地方税法を一部改正する法律、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が交付・施行されたことに伴い、美祢市税条例の一部を次のように改正をしたものであります。

改正の主な内容としましては、個人市民税において公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合、これの申告書の提出が不要となったもの等が主なものであります。

次に、固定資産税において平成24年度の評価替えにあたり、原則として現行の土地に係る負担調整等を継続するものとし、住宅用地に係る据置特例については、経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止する等が主なものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

議案第4号は、美祢市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布、施行されたことに伴い、美祢市都市計画税条例の一部を次のように改正したものであります。

改正の主な内容としましては、議案第3号の美祢市税条例の改正における現行の土地に係る負担調整等を継続すること等に伴い、都市計画税においてもこれに準じた条文の整備が主なものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

議案第5号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律が公布をされたことに伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合に、その居住用家屋の敷地に係る譲渡の特例を受けられる期限を、東日本大震災があった日から、同日以後7年、これは今現行は3年ですが、これを経過する日の属する年の12月31日までの間に延長するものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日に専決

処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第6号は、平成24年度美祢市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

このたびの補正は、衛生費において病院等事業会計繰出金を900万円増額するものであります。

増額の理由は、美祢市立病院の医師確保に要する経費であります。事業の詳細につきましては、議案第9号病院等事業会計補正予算（第1号）で御説明をいたします。

補正の財源といたしましては、ゆたかなまちづくり基金を歳出と同額の900万円繰り入れることといたしております。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億100万円とするものであります。

議案第7号は、平成24年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

これは、平成23年度の観光事業特別会計の決算見込みにおいて、単年度収支では2億4,261万円の黒字が見込まれますが、平成22年度における累積赤字に対する繰上充用金が9億8,093万2,000円必要としたことから、差し引き7億3,832万2,000円の歳入不足が見込まれますので、地方自治法施行令第166条の2により、これを繰上充用するため、平成24年度予算の補正を行うものであります。

この繰上充用に伴い、予備費を2億7,300万円減額することとし、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,532万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,491万3,000円とするものであります。

議案第8号は、平成24年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

これは、平成23年度の住宅資金貸付事業特別会計において、住宅資金貸付金の償還金の未納により3,075万6,000円の歳入不足が見込まれますので、地方

自治法施行令第166条の2により、これを繰上充用するため、平成24年度予算の補正を行うものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,075万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,260万2,000円とするものであります。

議案第9号は、平成24年度美祢市病院等事業会計補正予算(第1号)であります。

このたびの補正は、地域医療の中核をなす美祢市立病院の医師不足に対処するため、県内唯一の医師養成機関である山口大学医学部附属病院が、文部科学省の新規事業である医学部大学病院の教育研究活性化及び地域・僻地医療支援人材確保事業を活用し、美祢市立病院への医師派遣をしていただくことになったことによる所要の経費の補正であります。

この事業は、若手医師が医学部・大学病院において、教育や研究活動に従事できる環境を整備するとともに、地域の医療機関で診療に従事することにより、医師不足対策に貢献をすることを目的としております。

具体的には、山口大学が若手医師3名を雇用し、この3名の医師が山口大学で、教育・研究・診療に従事をされ、それぞれの医師が週に1.5日程度、美祢市立病院で診療等をされることとなります。

仮称ではありますが、初期診療山大ランチを美祢市立病院に置き、3人の医師が診療される構想であり、住民の皆さんには大学病院の医療を美祢市立病院で受けることができるということとなります。

さらには、当直業務をされることとなっておりまして、救急の受け入れ体制が充実をするとともに、常勤医師の負担の軽減も図れることとなります。

本事業にかかる医師派遣については、大学病院と契約を結び、医師1人当たり300万円の給与費の負担をするものであります。

なお、この財源については、全額医師確保対策事業として、一般会計からの繰入金によることとしております。

まず、収益的収支については、収入において第1款病院事業収益、第2項病院医業外収益を900万円増額し、支出において第1款病院事業費用、第1項病院医業費用を同額増額いたすものであります。

その結果、予定損益計算書に示してありますように、当年度純利益は補正前と同額の814万5,000円となる見込みであります。

議案第10号は、美祢市教育委員会委員の任命についてであります。

美祢市教育委員会委員のうち、2名に委員について、本年5月21日をもって任期満了となります。

つきましては、後任の委員として古屋道子氏、永富康文氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案10件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより議案の質疑に入ります。

日程第7、議案第1号専決処分の承認について（平成23年度美祢市一般会計補正予算（第12号））の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） 訴訟にかかわる弁護士費用で、この105万円は着手金ということですが、今後の費用や成功報酬など、幾らくらいかかるか協議をされたのでしょうか、お尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） それでは、只今の御質問にお答えいたします。

今回の補正は、議員おっしゃるとおり着手金でございます。このほか、必要なものとしたしましては、交通費などの実費が必要となります。この実費につきまして、平成24年度の当初予算で組んでおります委託料で支払いをしたいというふうに考えております。

それと、成功報酬につきましては、着手金の1.5倍以内ということで今、契約のほうを結んでおります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第1号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第2号専決処分の承認について（美祢市行政組織条例及び美祢市拠点市街地活性化審議会設置条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第2号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第3号専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） 参考資料の3ページですが、寡婦控除の文言が消してあります。説明によると年金の源泉徴収表に寡婦の申請書の欄がなくなって、事務の簡素化ということですが、これは12月ごろに年金の異動の報告をする書類が来るのですが、この書類に高齢者の方やひとり暮らしの方、また軽度の認知症の方などは、この書類に気がつかなくて提出をしなかったということもあるのではないかと思います。

そういった理由で、源泉徴収表が届いたときに、自分は寡婦なのに寡婦のところに記載がなかったと。こういった場合に、年金のこういった寡婦控除が受けられないのではないのかと思いますが、この点をどう対処されるのか。

それと、収入が年金だけだからと、確定申告は行かないという高齢者の方もいるかと思いますが、この寡婦控除が漏れていたことに気づかないときは、市の税務課がチェックをされるのでしょうか。

それともう1点、よくあることなんですけど、年金が少ないからと申告をしなかったとき、やはりこれと似たようなケースですが、年末の異動が漏れていたということがあり得るのですが、知らなかったらそれまででしょうか。こうした対処はどのようにされているのでしょうか。

それと、済みません、もう1点、その収入がないのに、後期高齢者の医療保険とか介護保険料がえらい高いなということがあると思いますが、そういった面で控除がなくて、26万ですか、7万でしたか、その控除がないために、市民税は非課税になっても、後期高齢とか介護保険が高くなって、支払いが支払いにくくなるとか、保険料の滞納に発展していかないと限りませんが、こうならないための対処とかはどうなさるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

今回の寡婦の控除の申告書の提出が不要になったという税条例の改正でございます。

すけど、これは年金のほうから本人さんのほうに寡婦控除があるかないかという通知がきますので、それでチェックを入れたら、申告のときには申告書を提出することがしなくてよいということでございます。

それで、もしわからない場合はどうなるかという御質問でございますけど、わからない場合にはちょっとうちのほうでも、その年金のデータを把握して、前年の内容もうちほうでデータ持っておりますので、その中でもしおかしければ、うちのほうでまた本人さんのほうにお知らせするというか、申告のときにお話しするという格好になるかと思えます。

それとあと、後期高齢の額についてはうちのほうでちょっと、税務課のほうでは漏れていたからといってどうなるかというのは、ちょっとお答えできないんでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

9番（三好睦子君） チェックをするのはできますが、先ほど言われましたけど、あるかどうかまた確認すると言われましたが、寡婦になったときの申告は自分がしないと、自己申告をしないと、これは最初だけしたら後ずっと継続してくると思えますけど、例えば75歳くらいになって寡婦になったと、主人が亡くなって寂しくてもいろいろ取り乱れて、自己申告するのを忘れていたということがなきにしもあらずですが、そういった時のチェックはできるのでしょうか。

議長（秋山哲朗君） はい、小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 初めて寡婦になったときということであればちょっと、それはうちのほうでは、本人さんの申告がないとチェックできないと考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

9番（三好睦子君） そしたら、自己責任ということなんですか。

議長（秋山哲朗君） 小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 先ほど申しましたように、初めての場合はちょっと難しいかと考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか、三好議員。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第3号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。
三好議員。

9番（三好睦子君） この議案は、農地の負担、この議案については農地の税負担の措置の延長や、また東日本大震災の特別税負担控除の適用の期間の延長などが盛り込まれていますので、この議案には賛成しますが、先ほども言いましたように、寡婦の控除の文書化の簡素化のようですが、先ほど言われましたが、最初に申告がないとずっと申告漏れということで、税負担が個人的にですがふえてくるので、こういったところはちゃんとチェックをしていただくようにしていただき、そういうところを税の確定申告のときでも、しっかりとチェックをしていただきたいと思います。そういった制度を知らなかった、知らないことで損をするということがないようにしていただきたいと思います意見を述べます。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号の採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第4号専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第4号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11、議案第5号専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第5号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第12、議案第6号平成24年度美祢市一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第7号平成24年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第8号平成24年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） この件でお尋ねします。

償還金ですが、ずっと説明では、昨年までの説明では、ずっと払われているということなんですが、償還金をきちんと返済されていると聞きましたが、この3,075万6,000円は何かついてきて、いつ頃のものなのでしょうか。ずっと支払われて、いろいろ職員の方もいつ、ちゃんと償還、返済はされていると聞きましたが、この繰越充用で浮いてきたというか、出てきたというか、いつ頃が残っているのでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 三浦地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（三浦洋介君） 三好議員の質問にお答えいたします。

対象者につきましては、昭和56年から平成8年に貸し付けを行った14件、10人でございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第9号平成24年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

6番（岡山 隆君） まず、この平成24年度美祢市病院等事業会計のこの補正予算についてですけれども、この山口大学から地域医療として、教育支援プロジェクトに係る医師確保対策事業ということで、補助金が900万円ついております。今、市長のほうからこの議案の説明がありまして、この3名の医師が今後美祢市に、市立病院に来ていただくということで、それで内科医師を中心に3名ということで、私も非常に期待をしております。それで、この医師が週に1.5日来られて、そしてこの緊急をおった患者の受け入れもして、充実される。こういった今、説明がありました。

今後、この救急医療に対して、なかなか説明がちょっと難しいかもわかりませんが、充実するって書いているけれども、具体的にどのように充実していくか。また、今後医師が3人来ていただくことによって、患者さんが外来とか、こういった患者数がふえていくのかどうか、その辺についてのシミュレーションといえますか、大体概略どういった方向になっていくのかどうか、この辺が説明できればしていただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の御質問ですが、この件につきまして医師3名ほどですね、山大附属病院からこの美祢市立病院に派遣をしていただくということで、それに伴う人件費が必要ということで、本5月臨時会に予算措置を提案をさせていただいています。この中身につきましては、実は近いうちに山口大学、そして山口大学附属病院、そして美祢市、それから美祢市病院事業、美祢市立病院ですね、合同で記者発表をするという手はずになっています。

ですから、今は先方があることでございまして、山口大学医学部、それから附属病院の御意向があるということで、ここで詳細な説明をするということはちょっとできないということで、ちょっと記者発表まで詳細なことについては、どうかちょ

っと控えてもらいたいというふうなことの御意向もございますので、今おっしゃったこと大切なことです。記者発表をしました後、また6月本会議が招集するつもりでありますので、そのときにでもそれを踏まえた上で、説明をさせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

6番（岡山 隆君） こういった美祢市の山間地域における医療の充実ということで、よく先生が山大から来ていただけるなど、非常にそのように好意的にとらえている方がたくさん私はおられるのではないかと、そのように思っております。より一層、今なかなか私どもよく聞くんですけれども、放送でいつもきょうは内科医師が休診しているとかですね、非常によく日常的に聞きますので、そういったところが多少なりとも今後、美祢市で解消されて、しっかりと見ていただくと、緊急の場合には山大からドクターヘリがここ10分、15分以内で来て、そういった対応はちゃんとできておりますけれども、もしきちっと美祢の市立病院におられて、充実していただけたら本当に喜ばしいことと思っておりますので、どうかさらにこういう形で補助金出しても、充実させていただきたいと、このように要望しておきます。以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第9号は、所管の委員会へ付託いたします。

永富教育長の御退席をお願いいたします。

〔教育長 永富康文君 退席〕

議長（秋山哲朗君） 日程第16、議案第10号美祢市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第10号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

永富教育長の復席をお願いいたします。

〔教育長 永富康文君 復席〕

議長（秋山哲朗君） 皆様におかれましては、只今議会におきまして教育委員会委員の任命に同意されましたので、お知らせをいたします。

それでは、ごあいさつをお願いいたします。

教育長（永富康文君） 永富康文でございます。議長のお許しをいただきましたので、ごあいさつを申し上げます。

只今、市長より提案のありました美祢市教育委員の任命議案につきまして、市議会の同意を賜りまして、まことにありがとうございます。その任の重さを改めて感じている次第でございます。

さて、私でございますけども、3年前に教育委員に任命されまして、また教育長を務めてまいりましたが、特に力を入れてまいりましたのは、児童・生徒の学力の向上でございます。その結果、現在では美祢市の小・中学校の児童・生徒の学力は、県内13市の中でトップレベルに到達しているところでございます。

今年度は、さらに日本一学びの好きな子供と教師のいる学校づくりに取り組んでおります。子供たちがさまざまな学びを経験する中で、夢や希望を膨らませ、自己実現が図っていけるよう、その基礎・基盤を築いてやれればという気持ちでございます。また、教育のソフト面にとどまらず、ハード面につきましても、学校の耐震化など施設設備の拡充に努め、子供たちが安全で安心して学校生活を送られるよう取り組んでまいりたいと思っております。

社会教育につきましても、生涯学習のまちづくりを一層進めまして、市民の方々が豊かで実りある人生が送られ、一人ひとりが輝いていけるような社会実現を目指

してまいりたいと思っております。

スポーツや文化の振興、文化財の保護活用につきましても、市民の方々の御支援をいただきながら、一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。

しかしながら、課題もたくさんございます。中でも小・中学校の現在のあり方につきましても、いろいろ御意見もいただいております。本市の小・中学校には小規模の学校もたくさんございますので、これから地域の方々、保護者の方々の御意見等をお聞きしながら、学校の適正規模、適正配置について検討してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、子供たちは地域の宝であり、学校は地域の誇りであれねばと思っております。私といたしましても、ふるさと美祢の子供たちのすこやかな成長、魅力と活力ある学校づくり、そして生涯学習、生涯スポーツの振興に努めまして、微力ながら本市の教育の充実、まちづくりに貢献していけたらというふうに改めて決意をしている次第でございます。

市議会におかれましても、どうぞ一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いいたします。私のごあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 古屋委員。

教育委員会委員（古屋道子君） 古屋と申します。このたび教育委員として御同意いただきまして、まことにありがとうございます。

これまで、教育委員を務めさせていただき、さまざまな学校を訪問させていただきました。そういった中で、先生や子供たちが本当に一生懸命になって、学校教育に取り組んでいる様子をつぶさに見てまいりました。今年は、日本一学びの好きな子供と先生のいる学校というところを目指しているわけですが、私、教育委員は、その先生方や子供たちを後押しできるような存在になりたいと思っております。そして、ますます美祢市の学校教育が充実発展し、あすを担う子供たち、人材の育成ができる一役を担うことができればと、今決意しております。今後ともどうぞよろしく願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） ありがとうございます。それでは、古屋教育委員会委員には御退場をお願いいたします。

〔教育委員会委員 古屋道子君 退場〕

議長（秋山哲朗君） この際、暫時休憩をいたします。

この間に、議員の皆さんは教育民生建設観光委員会、総務企業委員会、予算委員会の開催をお願いいたします。

午後 1時48分休憩

.....
午後 3時30分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第6号から日程第15、議案第9号までを一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育民生建設観光委員長。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 登壇〕

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 只今より、教育民生建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第7号平成24年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）並びに議案第8号平成24年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、委員全員出席のもとで審査をしましたので、その審査経過と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議案第7号平成24年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）について御報告を申し上げます。

執行部より、平成23年度観光事業特別会計の決算は、単年度収支では2億4,261万円の黒字決算となる見込みですが、平成22年度の赤字に対する繰上充用金として9億8,093万2,000円を要したことから、その差し引き額が7億3,832万2,000円となり、歳入が歳出に不足することが見込まれるため、平成24年度観光事業特別会計の歳入を繰り上げて、これに充てるものです。

歳出は、前年度繰上充用金として、前年度の予算に7億3,832万2,000円の歳入不足が見込まれ、繰上充用をするために補正を行うものです。また、予備費として、このたびの歳入不足に係る2億7,300万円の減額を行うものです。

歳入は、前年度繰上充用金7億3,832万2,000円から予備費の2億7,300万円を差し引いた額、4億6,532万2,000円を歳入欠陥補てん収入として補正計上したものです。との説明がありました。

さらに、配付された資料により、詳細説明がされました。

次に、主な質疑について御説明いたします。

委員より、平成24年度は2億4,000万円の黒字とのことで、一般管理費等の節約をかなりしているのかとの問いに対して、執行部より人件費等については、職員数を削減し、また物件費なども合わせてできる限りの管理費の節約をしています。突発的な費用が出ない限り、この状況で推移できると考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、今後の観光事業のあり方についてどう考えているかとの問いに対して、市長より、観光事業特別会計について物件費等はふえています。人件費を合併前より3億7,000万円程度削減することなど、経常的な経費を圧縮してきているので、単年度黒字にできています。職員数は削減しましたが、委託職員の雇用などによりサービスはさらに向上させています。

また、国内のみならず、東南アジアからの集客を目指し、世界ジオパーク構想を立ち上げて、市民総ぐるみでやろうとしています。世界ジオパークを本格的に目指していく中で、いろんな市内の団体等のビジョンを伺って、市内全体を大きく活性化に導きたいと考えています。

特に、今後台湾・台北に交流拠点施設を設ける予定にしており、台湾や中国からの集客を目指しています。今後、美祢市が躍動するために、いろんな建設的な御意見を賜りたいとの答弁がありました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成24年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、御報告いたします。

執行部より、平成23年度決算見込みにおいて、歳出見込みが3,281万8,000円であるのに対し、住宅資金償還金の未納により、歳入見込みが206万2,000円となり、差し引き3,075万6,000円の歳入不足が見込まれます。

このため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成24年度からの繰上充用を行うための補正をするものです。

歳出は、前年度繰上充用金を3,075万6,000円を計上し、歳入は住宅資金貸付金元利収入として、同額の3,075万6,000円を補正計上しておりますと

の説明がありました。

本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、教育民生建設観光委員長報告を終わります。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生建設観光委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、予算委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

予算委員長（高木法生君） 只今より予算委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第6号平成24年度美祢市一般会計補正予算（第1号）につきまして、委員1名欠席のもとで審査をしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

執行部より、このたびの補正は美祢市の地域医療の中核をなす美祢市立病院の医師確保対策経費として、病院等事業会計への繰出金を補正するものでございます。

病院等事業会計での事業概要は、今年度、山口大学医学部において、文部科学省の補助事業であります医学部・大学病院の教育研究活性化及び地域・僻地医療支援人材の確保事業に取り組み、美祢市立病院に医師派遣をしていただくことから、この派遣医師の給与費を負担するものです。

具体的には、山口大学病院が若手医師3名を雇用し、この3名の医師が山口大学で、教育・研究・診療業務に従事し、この3名の医師がそれぞれ週1.5日程度、美祢市立病院で診療することとなります。

これに伴いまして、この派遣医師3名の給与費の一部、1名あたり300万円、合計900万円を繰出金として補正するものですとの説明がありました。

次に、主な質疑について御説明いたします。

委員より、文部科学省の事業ですが、国や県の補助金について、また繰出金以外の残りの事業費の支援についてお尋ねしますとの問いに対し、市長より、この件に関しまして、記者発表を近日中に行いますので、具体的な内容についての答弁は控

えさせていただくことを御理解いただきたいと思います。6月定例会本会議において、詳細な説明をしたいと考えております。

この事業は、画期的な事業でこれを美祢市で行おうとしています。文部科学省からの補助金は、山口大学本体に入りますとの答弁がありました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、予算委員長報告を終わります。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 予算委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 河本芳久君 登壇〕

総務企業委員長（河本芳久君） 只今より総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第9号平成24年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）につきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしました。その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず最初に、執行部より提案説明がございました。その説明の前半は、今予算委員長が申しあげましたとおりでございますので、重複いたしますので、これは割愛させていただきます。

なお、具体的には山口大学が若手医師3名を雇用し、この3名の医師が山口大学で教育、研究、診療に従事されるとともに、週1.5日程度美祢市立病院で診療にあたられることとなります。要するに、仮称ではございますが、初期医療山大プラチを美祢市立病院に置く事業に該当することでございます。

これによりまして、3名の医師が診療にあたる構想がございましたが、大学病院の医療を美祢市立病院で受けることができ、さらに当直業務をされ、緊急の受け入れ体制を充実するとともに、勤務医師も負担の軽減も図られることとなります。本事業にかかる医師派遣については、大学病院と契約を結び、医師1人当たり300万円の給与費の負担をすることでございます。

この財源として全額、医師確保対策事業として、市からの繰入金によることと
ございます。先ほど予算委員長が申しましたように、一般会計からの繰入金によるこ
とでございます。

収入については、病院事業収益を900万円増額補正し、収入の合計を40億
236万6,000円とし、支出については、病院事業費を900万円増額補正し、
支出の合計を39億9,337万8,000円といたすものでございます。こういう
説明がございました。

本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案
のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより議案の討論・採決に入ります。

日程第12、議案第6号平成24年度美祢市一般会計補正予算（第1号）を議題
といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であ
ります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

日程第13、議案第7号平成24年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第
1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第8号平成24年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第9号平成24年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

この間に会派代表者会議を開きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

午後 3時53分休憩

.....
午後 4時36分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議時間は、会議規則第9条第2項に規定により、あらかじめこれを延長いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後 4時36分休憩

.....
午後 6時28分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これにて平成24年第2回美祢市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後 6時28分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年5月18日

美祢市議会議長 秋山 哲嗣

会議録署名議員 坪井 康男
" 依 憲